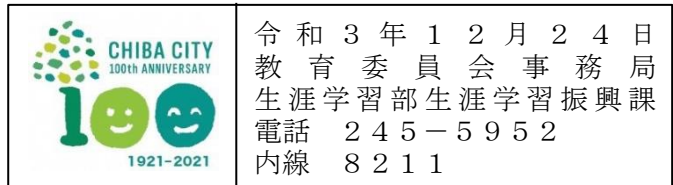




## 記者発表資料



### 椎名公民館を再開します

千葉市教育委員会では、長らく休館していた椎名公民館（緑区富岡町290-1）を、施設利用に当たっての運営ルールを定めた上で、令和4年1月4日から再開しますので、お知らせします。

#### 1 再開日

令和4年1月4日（火）

#### 2 経過

令和元年	10月	土砂崩れ発生 公民館の利用中止
	11月	災害協定に基づき、市建設業協会による応急措置工事を実施
令和2年	1月	斜面点検調査委託を実施
令和3年	1～5月	急傾斜地崩壊対策事業工事（千葉県施行）
	2月	令和3年度末までの休館を決定
	5月	公民館所在地が土砂災害警戒区域に指定

#### 3 運営ルール

以下の運営ルールを定めた上で再開する。

- （1）利用時間は、9時から17時までとする。
- （2）施設の利用範囲は、1階・崖側に位置する調理実習室を除いた諸室に限定する。
- （3）気象庁が次の気象情報を発表した場合、公民館の利用を不可とする。
  - ・大雨特別警報（警戒レベル5相当）
  - ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）
  - ・大雨警報、洪水警報（警戒レベル3相当）

#### 4 今後の予定

- （1）令和3年度内に、公民館の裏手部分に防護フェンスを設置する。
- （2）フェンス設置後は、利用時間を21時までとするとともに、すべての諸室を利用可能とする。  
ただし、上記3（3）の気象情報が発表された場合は、利用を不可とする。